

東京都における小児初期救急医療体制について

(東京都小児初期救急医療体制検討部会報告)

平成25年10月

目 次

はじめに

ページ数

第1章 小児救急医療を取り巻く状況

1 東京都の年少人口の推移	1
2 小児医療資源の状況	1
3 区市町村別の状況	3

第2章 小児救急医療体制の現状

1 初期救急医療体制の取組	5
2 二次救急医療体制の取組	7
3 三次救急医療体制の取組	8
4 普及広報の取組	9

第3章 平日準夜帯の小児初期救急医療体制及び普及啓発等の課題

1 平日準夜帯における小児初期救急医療体制の状況	12
2 小児初期救急平日夜間診療事業の利用状況	15
3 休日・全夜間診療事業（小児科）の利用状況	15
4 小児救急等に関する普及啓発及び広報	16

第4章 小児初期救急医療体制の充実に向けて

1 小児初期救急医療体制の確保・充実	17
2 普及啓発及び広報の推進・充実	18

資料編	19
-----	----

はじめに

東京都では、平成12年9月に東京都救急医療対策協議会から「東京都における今後の小児救急医療体制の在り方について」の報告を受け、区市町村を実施主体として平日準夜帯の小児初期救急を充実させることが求められた。

このため、都は、区市町村が地域の医師会及び小児科医師の協力のもとに平日準夜帯における小児初期救急体制を確保する「小児初期救急平日夜間診療事業」を平成14年度から開始した。

本事業は、休日夜間急患センター等で実施するほか、地域の小児医療の中核となる二次救急医療機関等の場所の一部活用や他の区市との共同実施など、地域の実情に応じて行っており、平成25年4月現在、32区市で実施され、身近な地域での軽症患者の初期診療ニーズを受け止める上で一定の成果をあげている。

しかし、本事業の実施状況の推移をみると、都内53区市町村（島しょ除く）のうち、平成14年度から平成19年度までの間に6区から31区市に増えたものの、平成20年度以降新規に事業実施したのは1市に留まっている状況にある。

一方で、本事業を実施していない区市町村でも、独自の取組により平日準夜帯の小児初期救急医療体制の確保を図っている場合がある。

こうした状況を踏まえ、区市町村の状況を把握するとともに、今後、都内全ての地域において小児初期救急医療が受けられる体制を整備する方策を検討するため、本協議会では小児初期救急医療体制検討部会を設置し、3回にわたり検討を重ねてきた。

本報告書は、同部会での検討を受け、本協議会で今後の方策を取りまとめたものである。

都民が身近な地域で準夜帯でも安心して初期救急医療が受けられるよう、区市町村が行う小児初期救急医療体制の確保を都が適切に支援し、東京都における小児初期救急医療体制の一層の充実が図られることを期待する。

平成25年10月

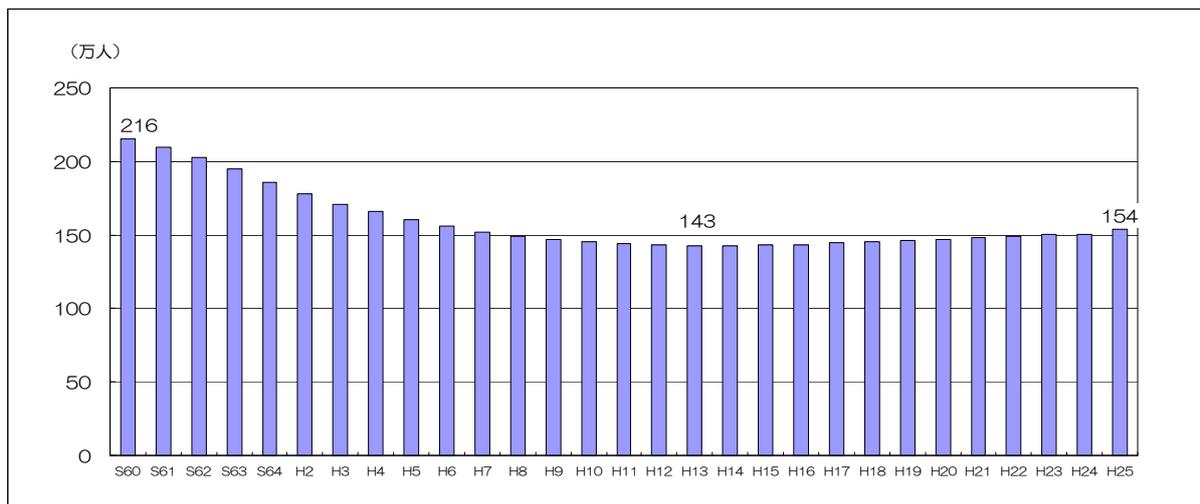
東京都小児医療協議会

第1章 小児救急医療を取り巻く状況

(東京都の年少人口の推移)

- 平成25年1月の東京都の人口は、「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」によると、約1,313万人で、このうち年少人口(0~14歳)は約154万人であり、人口構成で見ると11.7%となっている。
- 年少人口の推移についてみると、昭和60年の年少人口は、約216万人であったのが、平成13年に約143万人まで減少を続け、平成14年以降は毎年少しずつ増加しているものの、昭和60年と平成25年を比較すると、約30%減少している。

東京都の年少人口(0~14歳)



出典：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(各年1月1日現在)

※ 平成24年7月法改正により、外国人が住民基本台帳法の適用対象となったため、平成25年1月1日現在の人口は日本人と外国人を合わせたもの(日本人約151万人、外国人約3万人)

(小児医療資源の状況)

- 東京都の「医師・歯科医師・薬剤師調査」によると、診療科別(主たる)^(※1)の小児科に従事する都の医師数は、平成22年では2,120人で、平成12年の1,732人と比較すると、388人(22.4%)の増加となっている。
また、年少人口10万人当たり小児科(主たる)に従事する医師数は平成22年では142人で、これは平成12年の121人と比較し21人(17.4%)の増加となっている。
- 一方、同調査における診療科別(重複)^(※2)の小児科に従事する都の医師

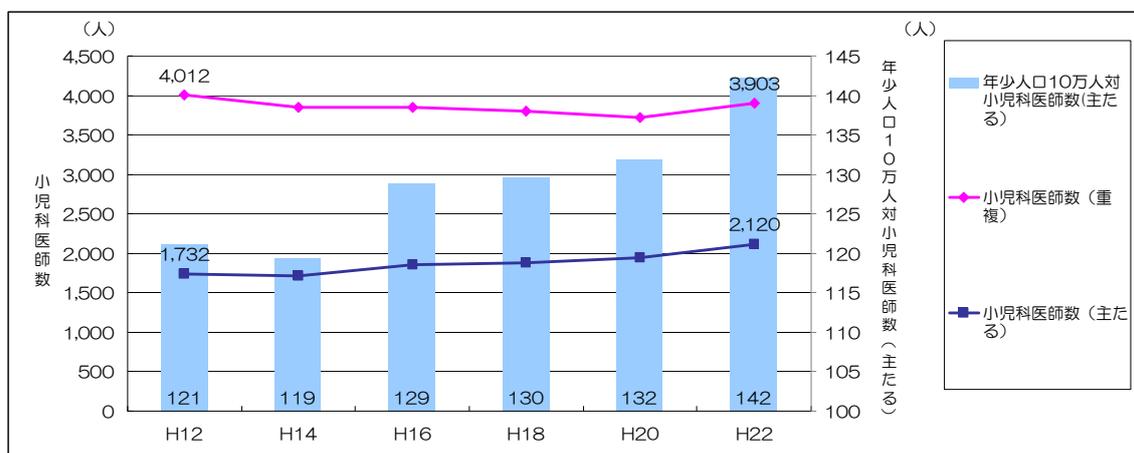
数は平成22年では3,903人である。これは、平成12年の4,012人と比較し、109人（2.8%）の減少となっている。

- また、三次救急医療機関や二次救急医療機関には1施設当たり多くの小児科医師が勤務している一方で、地域における小児科標榜医療機関数は減少傾向にあり、平成12年と平成22年とを比較すると、診療所では3,283施設から2,670施設へと613施設（18.7%）減少し、病院では242施設から189施設へと53施設（22.0%）減少している。

※1 複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科である。

※2 2つ以上の診療科に従事している場合、各々の科に重複計上している。

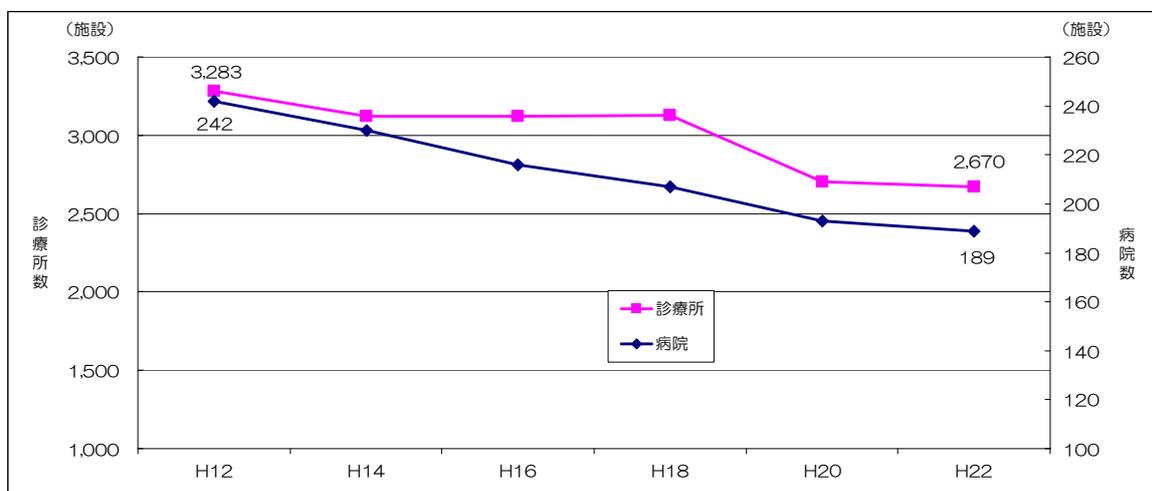
東京都の小児科医師数の推移



出典：医師数「医師・歯科医師・薬剤師調査」（隔年12月31日現在）

人口「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（隔年1月1日現在）

東京都の小児科標榜医療機関数の推移



出典：「東京都の医療施設」（隔年10月1日現在）

(区市町村別の状況)

- 地域別にみると、平成25年1月時点の区部の年少人口は約100万人、多摩・島しょ部の年少人口は約54万人となっており、年少人口の約65%は区部に、約35%は多摩・島しょ部に在住している。
- 一方、平成22年12月時点の小児科医師数（主たる）は、約73%が区部に立地する医療機関に従事しており、約27%が多摩・島しょ部に立地する医療機関に従事している（また、小児科医師数（重複）では、約75%が区部に、約25%が多摩・島しょ部に従事している。）。
- 小児科標榜医療機関についてみると、約75%が区部に、約25%が多摩・島しょ部に立地している。
- この中でも区市町村ごとの状況は異なっており、限られた資源を有効に活用し、実情を踏まえた対応が必要となってくる。

東京都の年少人口、小児科医師数、小児科標榜医療機関数（区市町村別）

地域	年少人口(0~14歳) (平成25年1月時点)			小児科医師数 (平成22年12月時点)		年少人口に対する 小児科医師数(主たる) <10万人対>	年少人口に対する 小児科医師数(重複) <10万人対>	小児科標榜医療機関数 (平成22年10月時点)	
	総数	男	女	主たる	重複			病院	診療所
総数	1,542,837	791,146	751,691	2,120	3,903	137	259	189	2,670
区部	1,003,554	514,131	489,423	1,545	2,915	154	301	132	2,010
区中央部	87,171	44,327	42,844	304	421	349	524	24	180
千代田区	6,045	3,072	2,973	21	42	347	744	5	20
中央区	14,586	7,397	7,189	32	46	219	340	2	24
港区	27,271	13,892	13,379	74	101	271	420	8	53
文京区	22,181	11,198	10,983	163	191	735	899	7	46
台東区	17,088	8,768	8,320	14	41	82	258	2	37
区南部	117,465	60,095	57,370	148	323	126	283	14	250
品川区	39,207	20,006	19,201	63	123	161	330	3	96
大田区	78,258	40,089	38,169	85	200	109	261	11	154
区西南部	145,230	74,878	70,352	294	483	202	344	17	321
目黒区	27,096	13,882	13,214	43	87	159	333	4	76
世田谷区	98,552	50,975	47,577	204	314	207	327	10	192
渋谷区	19,582	10,021	9,561	47	82	240	454	3	53
区西部	107,062	54,751	52,311	267	461	249	452	17	267
新宿区	27,458	14,033	13,425	183	240	666	986	9	75
中野区	26,436	13,529	12,907	41	103	155	402	4	72
杉並区	53,168	27,189	25,979	43	118	81	227	4	120
区西北部	204,411	104,898	99,513	247	577	121	289	24	452
豊島区	22,900	11,598	11,302	23	92	100	423	4	71
北区	32,679	16,798	15,881	39	94	119	302	3	87
板橋区	59,902	30,797	29,105	119	214	199	367	11	126
練馬区	88,930	45,705	43,225	66	177	74	200	6	168
区東北部	160,746	82,458	78,288	138	331	86	212	20	281
荒川区	23,488	12,016	11,472	47	79	200	361	5	32
足立区	83,285	42,615	40,670	45	147	54	181	11	153
葛飾区	53,973	27,827	26,146	46	105	85	197	4	96
区東部	181,469	92,724	88,745	147	319	81	182	16	259
墨田区	26,767	13,758	13,009	44	85	164	329	6	45
江東区	59,454	30,391	29,063	39	87	66	156	6	93
江戸川区	95,248	48,575	46,673	64	147	67	156	4	121

地 域	年 少 人 口 (0~14歳) (平成25年1月時点)			小児科医師数 (平成22年12月時点)		年少人口に対する 小児科医師数(主 たる) <10万人対>	年少人口に対する 小児科医師数(重 複) <10万人対>	小児科標榜医療機関数 (平成22年10月時 点)	
	総 数	男	女	主たる	重複			病院	診療所
多摩地域	535,950	275,269	260,681	573	984	107	185	56	653
西多摩	50,664	26,048	24,616	24	61	47	119	3	45
青梅市	17,389	8,981	8,408	10	26	58	146	1	16
福生市	6,817	3,470	3,347	5	10	73	146	1	6
羽村市	7,878	3,970	3,908	1	7	13	89	0	8
あきる野市	11,339	5,906	5,433	7	10	62	87	1	7
瑞穂町	4,470	2,281	2,189	1	4	22	88	0	3
日の出町	2,233	1,150	1,083	0	1	0	48	0	2
檜原村	176	89	87	0	2	0	1,163	0	1
奥多摩町	362	201	161	0	1	0	250	0	2
南多摩	185,604	95,346	90,258	147	268	79	145	12	199
八王子市	72,527	37,226	35,301	44	100	61	138	3	77
町田市	58,397	30,111	28,286	34	70	58	120	3	56
日野市	23,657	12,135	11,522	23	35	97	149	2	28
多摩市	17,605	8,974	8,631	33	42	187	238	3	22
稲城市	13,418	6,900	6,518	13	21	97	158	1	16
北多摩西部	83,357	42,622	40,735	82	137	98	166	11	107
立川市	22,573	11,591	10,982	27	37	120	165	3	24
昭島市	14,624	7,449	7,175	10	16	68	110	3	15
国分寺市	14,386	7,407	6,979	11	25	76	177	0	28
国立市	8,985	4,672	4,313	5	11	56	123	1	14
東大和市	11,752	5,931	5,821	12	23	102	197	1	13
武蔵村山市	11,037	5,572	5,465	17	25	154	226	3	13
北多摩南部	122,723	63,155	59,568	234	371	191	307	16	180
武蔵野市	15,231	7,929	7,302	19	41	125	277	5	31
三鷹市	21,914	11,209	10,705	43	65	196	301	1	34
府中市	34,726	17,863	16,863	133	182	383	528	6	45
調布市	28,162	14,384	13,778	17	40	60	145	2	40
小金井市	13,962	7,246	6,716	9	19	64	138	1	15
狛江市	8,728	4,524	4,204	13	24	149	279	1	15
北多摩北部	93,602	48,098	45,504	86	147	92	158	14	122
小平市	24,309	12,478	11,831	44	64	181	268	4	36
東村山市	19,891	10,290	9,601	20	29	101	146	3	25
清瀬市	9,589	4,932	4,657	7	12	73	125	5	10
東久留米市	14,673	7,597	7,076	3	11	20	75	0	18
西東京市	25,140	12,801	12,339	12	31	48	124	2	33
島 部	3,333	1,746	1,587	2	4	60	119	1	7

出典：人口「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(平成25年1月1日現在)
 医師数「医師・歯科医師・薬剤師調査」(平成22年12月31日現在)
 医療施設数「東京都の医療施設」(平成22年10月1日現在)

第2章 小児救急医療体制の現状

- 都における小児救急医療体制については、入院を必要としない軽症患者に対する初期救急医療機関、入院を要する中等症患者に対する二次救急医療機関、生命の危機を伴う重篤患者に対する三次救急医療機関を基本に構成されている。

(初期救急医療体制の取組)

- 入院を必要としない急病患者に対する初期救急医療体制は、住民に近い立場で病気の予防や早期発見などの母子保健サービスを提供する区市町村によって整備が進められており、「休日急病診療事業」として診療所の医師による当番制や休日夜間急患センターの設置を通じて、住民に身近な救急医療体制を確保している。
- 在宅当番医制では個々の診療所で、また、休日夜間急患センターでは固定の診療施設において、開業医等が輪番で診療体制を確保し、休日の昼間又は準夜帯等における内科・小児科系の初期救急に対応している。
- また、都では、平日準夜帯（午後5時から午前0時。以下同じ。）における小児初期救急医療体制の充実を図るため、平成14年度から「小児初期救急平日夜間診療事業（以下「平日夜間診療事業」という。）」を開始し、区市町村に対して運営費及び施設整備費等を補助している。
- 「平日夜間診療事業」は、住民に利用しやすく、かつ小児特有の疾患や病状の急変に対応できる医療体制を確保するために、次の要件で実施している。

- ・ 休日夜間急患センター等の固定施設で実施
- ・ 平日のうち一週間当たり複数日において体制を確保
- ・ 診療時間は、平日午後5時から午前0時までの間で、原則として3時間以上（診療受付時間含む。）
- ・ 小児科医師1名、看護師1名及び事務職員1名の診療体制（実情により薬剤師1名を加えることも可）

「平日夜間診療事業」の実績

（単位：区市町村、事業、施設、人）

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
実施区市町村数	6	9	11	24	29	31	31	31	32	32	32
補助対象事業数	6	9	11	20	25	27	27	27	28	28	28
実施診療施設数	6	10	12	21	26	29	29	29	30	30	30
取扱患者数	9,175	19,184	21,581	32,018	40,960	39,601	38,234	46,834	41,797	44,212	39,299

- ※ 区市町村が複数の診療施設で実施する場合、1箇所のみ補助の対象とする。
- ※ 複数の区市町村が共同で実施主体となる場合も補助の対象とする。

東京都における小児初期救急医療に係る事業

		平日	休日
昼間	午前9時から 午後5時まで	通常診療により対応	休日急病診療事業
夜間	午後5時から 午後10時まで	小児初期救急平日夜間診療事業	
	午後10時から 午前0時まで		-
	午前0時から 午前9時まで	-	

※ 休日急病診療事業は、在宅当番医制と休日夜間急患センターによる実施。一部区市町村では、土曜日、年末年始も実施

※ 「-」の曜日・時間帯に受診を希望する患者については、救急告示医療機関が対応

※ 平日夜間において、一部区市町村では、午前0時以降も初期救急医療を実施

東京都初期救急医療施設における取扱患者数（平成24年度）

（単位：人）

事業主体	診療科目	施設形態	対象地域	休日		土曜	平日
				昼間診療	準夜診療	準夜診療	準夜診療
区市町村	内科・ 小児科	在宅当番	区部	101,554	5,853	1,975	-
		医制	市町村	74,597	6,039	-	-
	休日夜間 急患セン ター	区部	89,559	36,500	15,596	4,462	
		市町村	30,185	13,380	4,433	7,983	
	小児科 (小児初期救 急平日夜間 診療事業)	固定施設	区部	-	-	-	26,363
			市町村	-	-	-	12,936
合計				295,895	61,772	22,004	51,774
総合計				431,445			

- さらに、地域において小児救急医療を担う人材の養成・確保を進め、小児医療基盤の確保を図るため、地域の診療所の開業医等を対象として小児救急医療に関する臨床研修等を実施している。

地域における小児医療研修の修了者数

（単位：人）

年度	20	21	22	23	24
修了者数	11	18	11	15	4

(二次救急医療体制の取組)

- 二次救急医療体制は、入院を要する救急患者を365日24時間体制で受け入れ、適切な医療を提供することを目的とし、東京都が実施主体となって整備を進めている。
- 小児については、平成13年度から、休日（日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び年末年始）の昼間及び毎日の夜間（午後5時から翌午前9時）における小児救急患者に対する診療を全都的に確保することを目的として、「休日・全夜間診療事業（小児科）」を実施している。
- 本事業においては、民間医療機関等の協力を得て、休日・全夜間診療事業（小児科）に参画する医療機関を「東京都指定二次救急医療機関」に指定し、医療機関ごとに、1床又は2床の空床を確保している。
- 指定に当たっては、原則として通年・固定で、入院治療を必要とする救急患者の医療を担当する医療機関とし、次の要件を満たすものとしている。なお、地域の実情等から輪番制とする場合は、当番日において次の要件を満たしていることが必要である。

- 1 救急患者の受入れの依頼があった場合は必ず診療することを基本とする。
- 2 急性疾患や外傷等に対する診断、救急処置（応急的な救命処置を含む。）及び必要な検査が24時間対応可能である。
- 3 救急蘇生法をはじめ、急性疾患や外傷等に対する診断と救急処置ができる小児科医師及び救急患者に対応できる看護師を確保している。
- 4 救急患者の状態により必要な検査ができる体制を確保している。検査技師・診療放射線技師は常駐が望ましいが、少なくともオンコール体制を確保している。
- 5 救急患者のための専用病床又は優先的に使用できる病床を有している。
- 6 「救急病院等を定める省令（昭和39年(1964)年厚生省令第8号）」に定める、救急医療を行うために必要な施設及び設備並びに救急隊による傷病者の搬送に適した構造設備に関する基準を満たしている（「救急告示医療機関」という）。

休日・全夜間診療事業（小児科）の実績

（単位：人、施設）

年度	13	14	15	16	17	18
取扱患者数	270,484	313,142	317,869	331,615	340,992	323,420
うち入院患者数	14,955	14,644	15,660	15,858	17,002	16,472
指定施設数	51	47	47	47	49	49
年度	19	20	21	22	23	24
取扱患者数	290,451	256,574	301,699	262,304	262,140	251,120
うち入院患者数	15,447	14,484	15,854	16,360	16,410	16,789
指定施設数	47	47	47	46	47	50

※ 指定施設数：各年度 4 月 1 日現在

（三次救急医療体制の取組）

- 三次救急医療体制は、二次救急医療機関では対応困難な重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供する医療体制として整備を進めている。
- 都では、平成 25 年 4 月現在、厚生労働省が定める要件を満たした 26 施設を救命救急センターとして指定している。
- このほか、小児については、小児重篤患者を 24 時間 365 日必ず受け入れ、小児集中治療室等での小児専門の高度医療を行う「東京都こども救命センター」を都内に 4 施設指定している。
- なお、東京都こども救命センターの対象は、概ね 0 歳から 15 歳までの小児救急患者で、急性期の救命処置と集中治療管理をする小児重症救急症例のほか、受け入れした直近の施設での継続診療が困難な重症症例等で、緊急に救命処置が必要なものとしている。

（事業実績）平成 22 年度 196 人(平成 22 年 9 月開始)

平成 23 年度 372 人

平成 24 年度 473 人

※ 各東京都こども救命センターからの報告のうち ICU 入室患者数を集計

(普及広報の取組)

- 都民が医療に関する正しい情報等を得られるよう支援を行うとともに、主体的に医療サービスを選択できるよう、医療機関に関する情報提供や相談業務を行っている。

東京都の保健医療情報サービス

分野	保健医療情報サービス名	目的	手段	利用可能日時
総合的な医療情報	東京都医療機関案内サービス ”ひまわり” 電話 03-5272-0303 (コンピュータ-自動応答サービス) FAX 03-5285-8080 (聴覚障害者向け) URL http://www.himawari.metro.tokyo.jp/ 【携帯電話から】 http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都内医療機関（病院、診療所、歯科診療所、助産所）の情報提供 ・ 保健及び医療に関する相談 	電話 インターネット ファクシミリ	東京都の医療機関案内 毎日24時間 保健医療福祉相談 平日午前9時～午後8時
	知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ URL http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/inavi/ 【携帯電話から】 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/inavi/k/	適切な受療行動に必要な医療に関する情報の提供	冊子 インターネット	—
小児医療	東京都子ども医療ガイド URL 【パソコン、携帯電話共通】 http://www.guide.metro.tokyo.jp/	未就学児を対象とした医療情報及び子育て情報の提供	インターネット	—
救急医療	母と子の健康相談室 電話 #8000 (プッシュ回線の固定電話、携帯電話) 03-5285-8898	母子の健康に関する相談及び小児救急電話相談	電話	月曜日～金曜日 (休日・年末年始を除く) 午後5時～午後10時 土曜日、日曜日、祝日、 年末年始 午前9時～午後5時
	東京消防庁救急相談センター 電話 #7119 (携帯電話、PHS、プッシュ回線) 03-3212-2323 (区部 その他の電話) 042-521-2323 (多摩 その他の電話)	傷病の緊急性や受診時期、診療科目などに関する情報の提供、医療機関の案内、応急手当のアドバイス、医療機関への交通手段の案内等	電話	毎日24時間
	東京版救急受診ガイド (ウェブ版) URL (1) パソコン・スマートフォン http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-kyuuumuka/guide/main/ (2) 携帯電話 http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-kyuuumuka/guide/m/OOkiyaku.html	傷病の緊急性や受診時期、診療科目などに関する情報の提供	冊子 インターネット	—

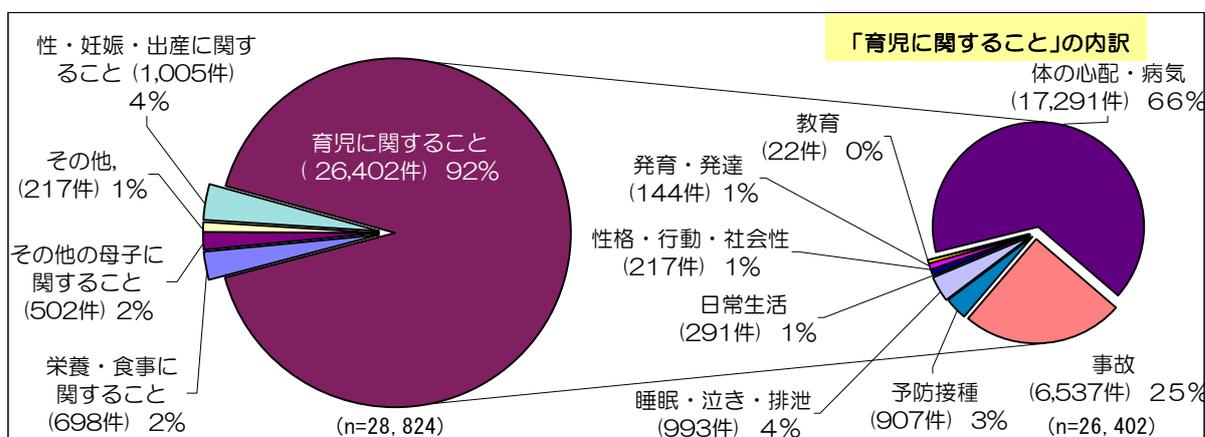
- 母と子の健康相談室（#8000）の相談内容をみると、92%が「育児に関すること」となっており、そのうち 66%が「体の心配・病気」についてであり、25%が「事故」についてである。

母と子の健康相談室（#8000）の相談実績

（単位：人）

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
相談者数	17,196	19,016	18,248	20,095	24,373	29,314	30,083	28,742	28,257
1日平均	47	52	50	55	67	80	82	79	77

母と子の健康相談室（#8000）の相談内訳（平成24年度実績）



- 東京消防庁救急相談センター（#7119）は、救急相談（症状に基づく緊急性の有無、受診の必要性のアドバイス、医療機関案内）を行っているが、年々相談件数が増えており、小児に関する相談も多い。

東京消防庁救急相談センター（#7119）受付状況（平成24年）

（単位：件）

	累計	前年同時期増減 (増減比)	受付件数に占める割合	前年同時期	1日あたりの件数
総着信件数	443,624	△ 37,131 (△ 7.7)			1,212.1
受付件数	321,355	8,965 (2.9)	-	-	878.0
医療機関案内	238,257	8,026 (3.5)	74.1%	73.7%	651.0
救急相談	82,075	2,737 (3.4)	25.5%	25.4%	224.2
救急要請	10,989	△ 114 (△ 1.0)	※1 13.4%	※1 14.0%	30.0
相談前救急要請	506	△ 1,580 (△ 75.7)	0.2%	0.7%	1.4
かけ直し依頼	512	△ 219 (△ 30.0)	0.2%	0.2%	1.4
その他 (苦情)	5	1 (25.0)	0.0%	0.0%	0.0
トラフィック件数※2	122,269	△ 46,096 (△ 27.4)			334.1

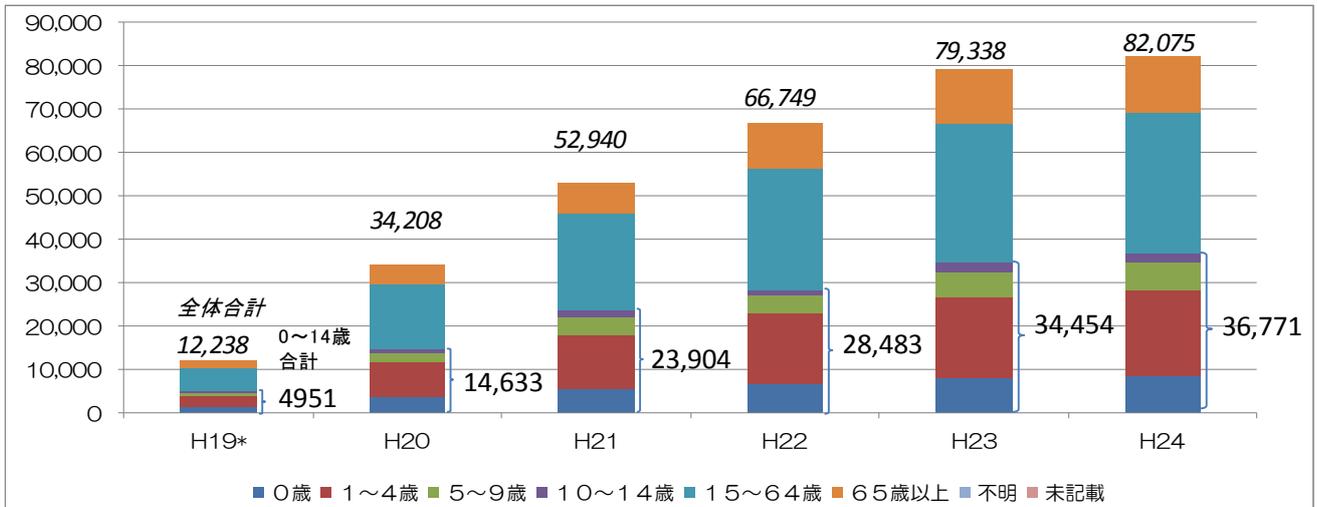
出典：東京消防庁提供資料

※1 救急相談件数に占める割合

※2 トラフィック件数とは、相談者が電話するも全ての通信員が対応中で、電話に出られなかった件数

東京消防庁救急相談センター（#7119）相談件数と対象者の年齢

（単位：件）



出典：東京消防庁提供資料

※ 平成19年7月から12月までの数値

第3章 平日準夜帯の小児初期救急医療体制及び 普及啓発等の課題

1 平日準夜帯における小児初期救急医療体制の状況

- 都は、これまで都の補助事業である「平日夜間診療事業」を実施している区市町村を、小児初期救急医療体制が確保された地区としてきた。
- 同事業の実施区市町村は、平成14年度末時点の6区市町村から平成19年度末時点に31区市町村となるまでは順調に推移していたが、その後は横ばいで推移し、平成24年度末で32区市町村となっている。

「平日夜間診療事業」の実績（再掲）

（単位：区市町村、事業、施設、人）

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
実施区市町村数	6	9	11	24	29	31	31	31	32	32	32
補助対象事業数	6	9	11	20	25	27	27	27	28	28	28
実施診療施設数	6	10	12	21	26	29	29	29	30	30	30
取扱患者数	9,175	19,184	21,581	32,018	40,960	39,601	38,234	46,834	41,797	44,212	39,299

※ 区市町村が複数の診療施設で実施する場合、1箇所のみ補助の対象とする。

※ 複数の区市町村が共同で実施主体となる場合も補助の対象とする。

- 一方で、同事業を実施していない区市町村においても、区市町村が独自の取組によって住民が平日準夜帯に初期救急医療を受けられる体制を確保している事例もある。
- 各区市町村の取組を実施主体や実施方法別に分類すると、以下の4つに区分できる。

平日準夜帯における小児初期救急医療体制の状況

1 区市町村が実施主体となって体制を確保している例	
(1) 「平日夜間診療事業」を実施している区市町村	<ul style="list-style-type: none">○ 区市町村が設置する休日夜間急患センターや地域の中核的病院を活用して診療している。※ 医療資源や財源の状況により、複数の区市町村が共同で実施主体となって実施している例もある。
(2) (1)以外の方法で区市町村が実施主体となっている区市町村	<ul style="list-style-type: none">○ 初期救急医療体制を確保しているが、「平日夜間診療事業」の要件（P.5参照）の一部を満たしていない。※ 休日夜間急患センター等で内科・小児科体制で実施しているが、専任の小児科医師が常時いない例もある。※ 1週間のうち複数日の診療体制が確保できていない例もある。
2 区市町村が実施主体とならずに、民間の医療機関が受け入れている例	
(1) 当該区市町村内の医療機関が受け入れている区市町村	<ul style="list-style-type: none">○ 当該区市町村内に平日の準夜帯に受入可能な医療機関がある。※ 区市町村が設置する会議体等で関係機関と協議の上、二次救急医療機関が小児の初期救急患者を受け入れている例もある。
(2) 近接する区市町村の医療機関が受け入れている区市町村	<ul style="list-style-type: none">○ 当該区市町村内に受入可能な医療機関はないが、近接地に受入医療機関（二次救急医療機関等）がある。

東京都内における平日準夜帯の小児初期救急医療体制の状況（島しょ除く）



【凡例】 平日準夜帯の小児初期救急医療体制の状況

- 1 (1) 「平日夜間診療事業」実施区市町村（32箇所）
- 1 (2) 上記以外の方法で区市町村が実施主体となって実施している区市町村（10箇所）
- 2 (1) 当該区市町村の医療機関が受け入れている区市町村（8箇所）
- 2 (2) 近接する区市町村の医療機関が受け入れている区市町村（3箇所）

※ 各区市町村の平日準夜帯の小児初期救急医療体制の状況については、平成25年1月の調査による。（日の出町、あきる野市、檜原村、奥多摩町については平成25年7月の聞き取り調査による。）

※ 奥多摩町は、へき地医療対策において総合的な救急医療体制を整備している。

2 小児初期救急平日夜間診療事業の利用状況

- 平成 14 年度に開始した「平日夜間診療事業」は、平日の日中診療時間が終了した準夜帯において、身近な地域での軽症患者の初期診療ニーズを受け止める上で一定の成果をあげている（平成 24 年度取扱患者数：39,299 人）。
- しかし、1 日当たりの患者数（施設ごと）を平均すると約 6 人程度に留まっており、小児初期救急医療体制における限られた医療資源を有効に活用するためにも、現在の利用状況を把握・分析し、さらなる効果的な活用を検討する必要がある。

「平日夜間診療事業」における取扱患者数等

（単位：人）

	22 年度	23 年度	24 年度
取扱患者数	41,797	44,212	39,299
1 日当たりの患者数(施設ごと)	6.0	6.2	5.6

3 休日・全夜間診療事業（小児科）の利用状況

- 初期救急医療機関は、主として自力来院者を中心に、入院を必要としない軽症の救急患者に対する初期救急医療を担当する医療機関である。
- 一方、二次救急医療機関は、原則として固定・通年制で、入院治療を必要とする救急患者の医療を担当する医療機関である。
- しかし、「休日・全夜間診療事業（小児科）」の利用者の 9 割以上は軽症患者である一方、前述のとおり「平日夜間診療事業」の利用者は 1 日当たり約 6 人程度に留まっている。
- 都は区市町村に対し、小児初期救急医療施設の効果的な活用を促すとともに、小児救急医療の適切な受療行動を住民に促すよう働きかける必要がある。

休日・全夜間診療事業（小児科）の実績（再掲）

（単位：人）

	22 年度	23 年度	24 年度
取扱患者数	262,304	262,140	250,457
うち入院患者数	16,360	16,410	16,786

4 小児救急等に関する普及啓発及び広報

- 都及び区市町村では、小児救急医療に関する理解を促進等するため、普及啓発及び広報を次のとおり行っている。
 - ・ 病気やケガの対処の仕方をはじめとする小児救急医療全般に関する知識の普及に関するもの
 - ・ 医療機関の役割分担に応じた適切な受診や相談窓口の案内
 - ・ 地域の医療機関や診療時間の情報を提供するもの など
- 多くの区市町村では、これらをホームページや広報紙などを活用し普及啓発等しているが、「休日・全夜間診療事業（小児科）」の利用者に軽症者が多いことから、医療機能の分担や適切な受療行動について引き続き普及啓発していく必要がある。

第4章 小児初期救急医療体制の充実に向けて

1 小児初期救急医療体制の確保・充実

(取組の方向性)

- 小児初期救急医療体制は、住民に近い立場で母子保健サービスを提供する区市町村が病気の予防や早期発見と併せて確保する必要がある。こうした中、地域の状況を踏まえ、都の「平日夜間診療事業」を活用する区市町村のほか、独自の取組により住民に必要な平日準夜帯における小児初期救急医療体制を確保している区市町村もある。
- その一方、平日準夜帯における小児初期救急医療体制について週のうち複数日を確保できていない、平日準夜帯に3時間以上の診療を行う医療機関がないといった区市町村も見受けられる。
- 都としては、住民の利便性の確保とともに、適切な医療機能の分担を進めるため、区市町村が実施主体となった平日準夜帯の小児初期救急医療体制の確保を、都内全域で引き続き支援していくことが必要である。

(具体的な取組)

- 都は、区市町村が住民ニーズを把握・分析し、小児初期救急医療体制の確保やその効果的な活用について、地域の実情に応じたあり方を検討するよう働きかけていく必要がある。
- あわせて、都は、医療資源が少なく、単独での平日夜間診療事業の実施が困難な区市町村に対し、複数の区市町村が共同で実施している事例を紹介し、区市町村の実施に向けての取組を支援する必要がある。
- このほか、急患センターで円滑に初期救急医療を実施している事例に加え、地域の中核となる二次及び三次救急医療機関内で、二次・三次救急や他科の医師等と連携をとりながら、患者がより安心して医療を受けられる体制で初期救急医療を実施している事例がある。こうした取組を紹介し、区市町村の実情に応じた体制整備を支援する必要がある。
- また、小児初期救急医療体制の整備や効果的な活用の検討、小児初期救急を担う医師等を確保するために、区市町村が地区医師会や二次救急医療機関等と協議の場を設定するなど、顔の見える関係の構築を支援する必要がある。
- さらに、小児初期救急医療を担う地域における内科医などの開業医に対して、「休日・全夜間診療事業（小児科）」に参画する医療機関において小児科臨床研修を実施し、地域で小児初期救急を担う人材の拡充を図っていく必要がある。
- 都は、「平日夜間診療事業」を実施する区市町村に対し、小児初期救急医療施設・設備の整備支援により、住民に身近な地域や平日準夜帯における医療体制の充実を支援していく必要がある。

2 普及啓発及び広報の推進・充実

(取組の方向性)

- 核家族化等により子育てや子供の病気に関する知識を継承する機会が乏しくなり、急病時に身近に相談できる相手もないため各種の電話相談を利用したり、インターネットを利用してこれらの情報を入手することが増加していると考えられる。
- 一方で、インターネット等では、保健医療に関する様々な情報があふれ、都民が自ら必要とする情報にたどりつき、適切なサービスを選択することが難しくなっている。
- こうしたことから、行政が情報を整理し、利用者が求めるサービスを選択できる仕組みが必要である。
- なお、小児初期救急医療に関する普及啓発及び情報提供は、都が行う普及啓発と併せて、小児初期救急医療提供体制の確保と同様に、地域の実情にも精通し住民に密着している区市町村が、保健医療サービスや子育て支援サービスに関する情報と総合的・一体的に提供していくことが効果的である。

(具体的な取組)

- 都は、小児医療に関する情報等を提供する「東京都こども医療ガイド^(※)」や、「母と子の健康相談室(＃8000)^(※)」などの電話相談等を有効に活用してもらうための広報を一層推進するとともに、「東京消防庁救急相談センター(＃7119)^(※)」や「東京版救急受診ガイド^(※)」による救急医療に関する情報提供を適切に行う必要がある(※ 9ページ参照)。
なお、普及広報や情報提供に当たっては、スマートフォンなどの情報媒体を利用するなど、より利用者がアクセスしやすい方法を検討する必要がある。
- 小児初期救急医療の実施主体である区市町村は、住民に対し地域の医療機関や診療時間の案内及び医療機能の分担を含め、小児救急医療体制等に関する普及啓発を積極的に行い、都はその取組を支援する必要がある。
- また、区市町村は、乳幼児健診や保育所等への出前講座などを活用し、地域の医療機関と共同し、小児の身近に起こりうる病気や事故に関し、具体的な事例を用いて普及啓発の充実を図る必要がある。実施に当たっては、育児休業中などの小児科医師を活用することなども考えられる。
なお、都は、区市町村の実施方法の中から、より効果的な普及啓発・広報を他の区市町村に紹介するなどの支援を行う必要がある。

資料編

ページ数

1	東京都における小児初期救急医療に関連する事業一覧	20
2	小児初期救急平日夜間診療事業 患者取扱実績	21
3	初期救急医療機関一覧	22
4	東京都内における小児救急医療体制	25
5	東京消防庁提供資料	
(1)	救急搬送人員における年代別軽症割合の推移	26
(2)	東京消防庁救急相談センター（#7119）受付状況（年齢階層別・時間帯別相談件数）	26
5	東京消防庁提供資料	
6	参考 子供の救急に関する意識調査（東京小児科医会を通じて調査を実施した小児科標榜医療機関）	27
	協議会名簿	28
	部会名簿	29
	検討経過	30

1 東京都における小児初期救急医療に関連する事業一覧

	事業	開始年度	概要
初期救急	小児初期救急平日夜間診療事業補助	平成14年度	区市町村が平日の夜間に急患センター等の固定施設において、小児初期救急診療事業を実施する場合、その経費を補助。小児科医師、看護師、事務各1名を基本体制とし、人件費等を補助対象としている。(区市町村補助)
	小児初期救急施設整備費等補助	平成16年度	区市町村が小児初期救急平日夜間診療事業を実施するにあたり、診療場所となる施設及び設備の整備を行う場合、整備費を補助。(区市町村補助)
医師確保・養成	地域における小児医療研修	平成20年度	地域の診療所等の医師に対し、休日・全夜間診療事業(小児科)参画医療機関での小児科臨床研修を実施している。 小児救急患者に的確に対応するための知識や技能の修得、病院と診療所の連携強化、地域における小児医療資源の拡充を図る。 (修了者は、小児初期救急診療事業における医師要件を満たす。)
普及啓発	小児救急普及啓発 (区市町村包括補助)	平成19年度	区市町村が、子供の保護者に対し、身近な医療機関の情報、子供の病気に関する基礎知識、急病時の対処方法等についての情報提供や学習機会の提供などの普及啓発事業を実施する場合に補助を実施。(区市町村包括補助制度の一部)
	小児医療講演会	平成22年度	小児救急医療について、小児科医師や小児医療に関する保護者団体による講演等、都民向けの講演会を実施。
	東京都こども医療ガイド	平成15年度	子供の病気の基礎知識や、子供の急病・けがの対処方法や子育て等について、日ごろから学ぶためのガイドシステム。 インターネット等から手軽に利用でき、音声認識や動画、案内役のキャラクターとの対話形式で、親しみやすい医療情報の提供を行っている。
相談体制	母と子の健康相談室 (小児救急電話相談：#8000 事業)	平成16年度	子供の健康に関する不安を解消し、救急医療にかかる前段階での安心を確保するため、平日夜間及び休日の電話相談を実施。 全国同一の短縮番号(#8000)から相談員(保健師等)が対応、小児科医の対応が必要な場合は、協力病院の医師に電話を転送。

(参考)

普及啓発	暮らしの中の医療情報ナビ	平成18年度	都民に医療のしくみや医療保険制度など医療に関する情報を理解し、納得できる医療を受けてもらうため、「こどもの発熱(髄膜炎)」など、身近で起こりうる突然の事例をもとに、知っておきたい情報を掲載。
情報提供	医療機関情報システム化推進事業 (東京都医療機関案内サービス ひまわり)	平成2年度	都内の各医療機関から報告された医療機能情報を、東京都がインターネット等により都民、医療機関、医師会等へ情報提供し、医療機関案内及び医療機関相互の連携に利用。
相談体制	東京消防庁救急相談センター (#7119)		症状に基づく緊急性の有無のアドバイス、受診の必要性に関するアドバイス、医療機関案内を実施する「東京消防庁救急相談センター」を開設。 東京消防庁救急相談センターでは、相談医療チーム(医師、看護師、救急隊経験者等の職員)が、24時間年中無休で対応。

2 小児初期救急平日夜間診療事業 患者取扱実績

	事業開始年度(都対象)	実施種別(病院型→○)	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平均(直近5ヶ年)		参考 年少人口(0~14歳)※	
			取扱患者数	診療日数	取扱患者数	診療日数										
1	千代田区	18年9月	○	253	243	296	240	282	239	320	240	307	242	292	241	6,045
2	中央区	17年4月	○	1,619	243	1,859	242	2,126	243	1,660	244	1,900	245	1,833	243	14,586
3	台東区	17年4月	○	945	243	1,163	242	1,194	243	1,209	244	1,079	245	1,118	243	17,088
4	墨田区	17年11月	○	870	243	1,004	242	969	243	824	244	659	245	865	243	26,767
5	江東区	14年12月		1,386	243	1,905	241	1,733	242	1,493	243	1,330	244	1,569	243	59,454
6	品川区	14年11月	○	1,499	243	1,782	241	2,009	242	1,936	243	1,819	244	1,809	243	39,207
7	大田区	18年4月	○	2,231	242	2,711	241	2,407	242	2,311	243	2,214	245	2,375	243	78,258
8	世田谷区(世)	15年5月		1,429	243	1,683	242	1,613	243	1,510	244	1,385	244	1,524	243	98,552
9	世田谷区(玉)	15年6月		954	243	1,329	242	1,194	243	990	244	879	244	1,069	243	
10	中野区	14年4月	○	902	243	1,082	242	942	244	906	244	773	245	921	244	26,436
11	杉並区	14年4月		537	243	773	242	649	243	533	244	577	244	614	243	53,168
12	豊島区	19年12月	○	819	243	1,006	241	922	242	921	243	829	244	899	243	22,900
13	北 区	18年4月	○	1,550	243	1,492	243	1,607	243	1,607	243	1,526	245	1,556	243	32,679
14	荒川区	18年6月		919	243	994	242	825	243	882	244	959	245	916	243	23,488
15	板橋区	17年7月		1,022	243	1,084	242	1,172	243	1,151	244	1,295	245	1,145	243	59,902
16	練馬区	14年4月		1,829	243	2,316	242	1,947	243	2,044	244	1,627	245	1,953	243	88,930
17	足立区	20年1月		777	244	1,042	242	882	243	1,124	223	966	245	958	239	83,285
18	葛飾区	14年4月		2,225	243	2,678	242	2,351	243	2,042	243	1,777	243	2,215	243	53,973
19	江戸川区	15年4月		2,351	243	2,611	241	1,545	242	4,515	326	4,462	244	3,097	259	95,248
	(区 部)			24,117	4,617	28,810	4,592	26,369	4,609	27,978	4,687	26,363	4,643	26,727	4,630	879,966
20	八王子市	16年4月		1,766	243	2,587	242	2,506	243	2,213	244	1,705	245	2,155	243	72,527
21	三鷹市	19年1月		562	243	840	242	668	240	641	244	549	245	652	243	21,914
22	青梅市	22年5月						246	112	253	92	276	96	258	100	17,389
23	狛江市・調布市	17年4月	○	1,110	242	1,260	240	996	242	916	244	961	242	1,049	242	36,890
24	町田市	15年4月		3,392	243	3,977	231	3,490	243	3,589	244	3,088	244	3,507	241	58,397
25	小平市	17年1月		3,283	293	4,036	293	3,345	294	3,904	295	2,115	245	3,337	284	24,309
26	日野市	17年5月		772	151	821	149	775	148	821	148	571	150	752	149	23,657
27	東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市(セ)	17年6月	○	445	149	915	202	1,311	243	1,292	244	1,290	245	1,051	217	69,293
28	東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市(佐)	19年7月	○	252	118	584	144	467	144	465	146	397	144	433	139	
29	武蔵村山市	17年6月	○	1,097	244	1,283	243	312	244	956	245	938	245	917	244	11,037
30	多摩市	17年8月		1,438	243	1,721	242	1,312	241	1,184	244	1,046	245	1,340	243	17,605
	(市 部)			14,117	2,169	18,024	2,228	15,428	2,394	16,234	2,390	12,936	2,346	15,348	2,305	353,018
	[全 体]		○・・13	38,234	6,786	46,834	6,820	41,797	7,003	44,212	7,077	39,299	6,989	42,075	6,935	1,232,984

【注】

- ・世田谷区(世)：子ども初期救急診療所(世田谷区医師会) 実施分
- ・世田谷区(玉)：玉川医師会診療所(玉川医師会) 実施分
- ・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市(セ)：多摩北部医療センター 実施分
- ・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市(佐)：佐々総合病院 実施分

※年少人口は、住民基本台帳による東京都の世帯と人口(平成25年1月)による。
 ※年少人口については、狛江市・調布市、北多摩北部(東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市)については、対象地域の年少人口を合計している。

3 初期救急医療機関一覧

区市町村名	休日夜間急患センター（固定施設）						在宅当番医制			備考
	名称	診療科目	休日昼間	休日準夜	土曜	平日夜間	休日昼間	休日準夜	土曜	
千代田区	千代田区休日応急診療所	内小	○	○			○	○		
	ちよだこども救急室	小				○※				※19:00~22:00
中央区	中央区休日応急診療所	内小	○	○	○					
	京橋休日応急診療所	内小	○							
	日本橋休日応急診療所	内小	○	○	○					
	聖路加国際病院 小児総合医療センター	小				○※				※19:00~22:00
港区							○	○		
文京区										
台東区	台東区準夜間・休日こどもクリニック	小	○	○	○※	○※	○	○		※19:00~22:00
品川区	品川区医師会休日診療所	内小	○	○	○ (第1・3・5)		○			
	荏原医師会休日診療所	内小	○	○						
	品川区こども夜間救急室	小			○ (第2・4)	○※				※平日夜間20:00~23:00
大田区	大森医師会診療所	内小	○	○	○					
	田園調布医師会診療所	内小	○	○						
	蒲田医師会診療所	内小	○	○	○					
	大田区子ども平日夜間救急室	小				○※				※20:00~23:00
目黒区	鷹番休日診療所	内小	○※	○	○					※9:00~12:00 13:00~17:00
	中目黒休日診療所	内小	○※	○ (年末年始のみ)						※9:00~12:00 13:00~17:00
世田谷区	世田谷区医師会付属診療所	内		○	○		○			
	世田谷区医師会付属 烏山診療所	内小		○	○					
	世田谷区医師会付属 子ども初期救急診療所	小	○	○	○	○※				※19:30~22:30
	玉川医師会診療所	内小	○	○	○	○※ (小児のみ)				※19:30~22:30
渋谷区	渋谷区区民健康センター桜丘	内小	○	○	○※					※19:00~22:00
新宿区	新宿区医師会診療所	内小		○※			○			※19:00~22:00
中野区	東京医療生活協同組合 中野総合病院	小		○※	○※	○※				※19:00~22:00
杉並区	杉並区休日等夜間急病診療所	内小 外耳	○	○	○	○※ (小児のみ)	○			※19:30~22:30
豊島区	豊島区池袋休日診療所	内小	○※	○	○					※9:00~12:00 13:00~17:00
	豊島こども平日準夜間救急クリニック	小				○※				※20:00~23:00
	豊島区長崎休日診療所	内小	○※							※9:00~12:00 13:00~17:00
北区	北区休日診療所	内小	○※	○						※10:00~17:00
	東京北社会保険病院	小			○※	○※				※20:00~23:00

区市町村名	休日夜間急患センター（固定施設）						在宅当番医制			備考
	名称	診療科目	休日昼間	休日準夜	土曜	平日夜間	休日昼間	休日準夜	土曜	
板橋区	板橋区平日夜間急患こどもクリニック	小				○※	○	○		※20:00~23:00
練馬区	練馬休日急患診療所 (練馬区夜間救急こどもクリニック)	内小	○※①	○※② 小児は夜間 救急こども クリニック として診療	○※② 小児は夜間 救急こども クリニック として診療	○※③ (小児の み)				※①10:00~17:00 ※②18:00~22:00 ※③20:00~23:00
	石神井休日急患診療所	内小	○※①	○※②	○※②					
荒川区	荒川区医師会平日準夜間 小児初期救急医療センター	小				○※①	○※②	○※③	○※③	※①19:00~22:00 ※②10:00~17:00 ※③17:00~21:00
足立区	足立区医師会館休日急患診療所	内小	○※①	○※②		○※③ (小児の み)				
	竹の塚休日急患診療所	内小	○※①	○※②						※①10:00~12:00 13:00~16:00 ※②17:00~21:30 ※③19:30~22:30
	東和休日急患診療所	内小	○※①							
	江北休日急患診療所	内小	○※①							
葛飾区	立石休日急患診療所 (平日夜間こどもクリニック)	内小	○※①	○※②	○※②	○※③ (小児の み)	○			※①10:00~15:30 ※②17:00~21:30 ※③19:30~21:45
	金町休日急患診療所	内小	○※①	○※②	○※②					
墨田区	墨田区休日急患診療所	内小	○	○						
	すみだ平日夜間救急こどもクリニック	小				○※				※19:00~22:00
江東区	江東区総合区民センター内 休日急病診療所	内小	○	○	○※①					※①18:00~22:00 ※②20:00~23:00
	江東区医師会館内休日急病診療所 (江東区平日夜間こどもクリニック)	内小	○	○	○※①	○※② (小児の み)				
江戸川区	江戸川区医師会休日夜間急病診療所	内小	○	○※	○※	○※	○			※21:00~翌6:00
	江戸川区医師会医療検査センター	内小	○ (GW・年末 年始)							
青梅市	青梅休日診療所	内小	○	○※①	○※②	○※③				※①17:00~22:00 ※②18:00~21:00 ※③19:45~22:45
福生市	福生市休日診療所	内小	○	○ (第2~4日 曜)						
羽村市	羽村市平日夜間 急患センター	内小		○ (第1・5日 曜)	○※	○※	○			※19:00~22:30
あきる野市										
瑞穂町							○	○		
日の出町										
檜原村										
奥多摩町										
八王子市	八王子市夜間救急診療所	内小		○※	○※	○※	○			※20:00~23:00
町田市	町田市医師会 準夜急患こどもクリニック	小		○※	○※	○※				※19:00~22:00
日野市	日野市休日準夜診療所	内小		○※	○※		○			※19:30~22:30
	日野市平日準夜こども急患診療所	小				○※ (水・木・ 金)				※19:30~22:30
多摩市	多摩市こども準夜診療所	小		○※	○※	○※	○			※19:00~22:00
稲城市										
立川市	立川市休日急患診療所	内小	○	○※						※17:00~21:00

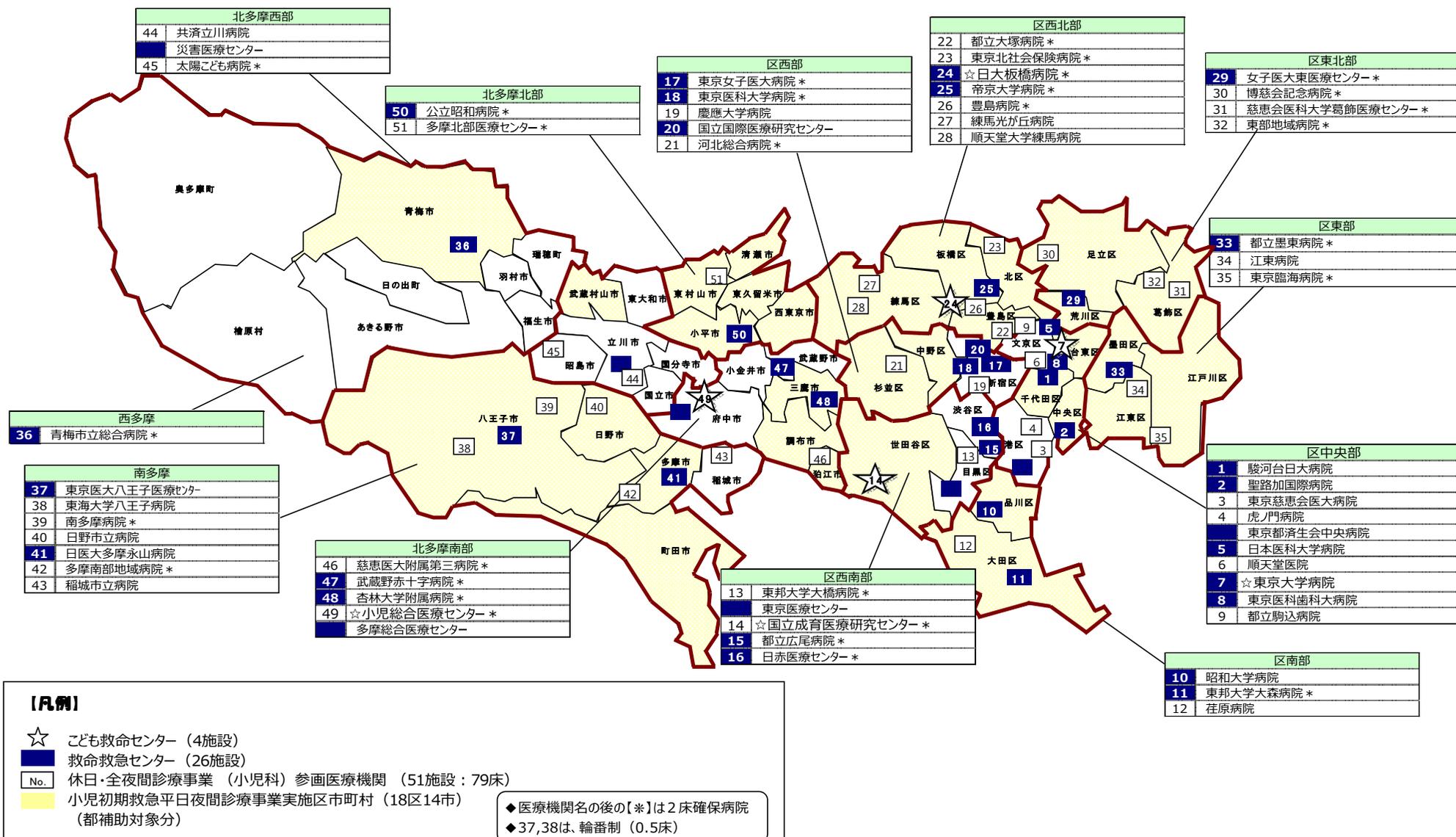
区市町村名	休日夜間急患センター（固定施設）					在宅当番医制			備考	
	名称	診療科目	休日昼間	休日準夜	土曜	平日夜間	休日昼間	休日準夜		土曜
昭島市							○	○※		※17:00~21:00
国分寺市										
国立市	休日診療センター	内小	○※①	○※②						※①10:00~16:30 ※②18:00~22:00
東大和市	東大和市休日急患診療所	内小	○※							※10:00~12:00 13:00~16:00
武蔵村山市	市立保健相談センター	内小	○※①	○※②						※①9:30~16:30 ※②18:00~21:00
	武蔵村山病院	小				○※				※19:00~22:00
武蔵野市							○	○		
三鷹市	三鷹市休日診療所・休日準夜診療所 ・小児初期救急平日準夜間診療所（「こども救急みたか」）	内小 内小 小	○	○			○※			※19:00~23:00
府中市	府中市保健センター	内小	○※①	○※②	○※②	○※②				※①9:00~16:30 ※②19:30~22:30
調布市	調布市休日夜間急患診療所	内小 外		○※	○※		○			※20:00~23:00
狛江市	狛江市休日応急診療所	内小	○							
調布市 狛江市 (2市共同)	狛江・調布小児初期救急 平日準夜間診察室	小				○※				※19:00~22:00
小金井市										
小平市	小平市医師会応急診療所	内小	○	○※① (年末年始は※②)	○※①	○※①	○			※①19:30~22:30 ※②18:30~22:30
東村山市	東村山市休日準夜応急診療所	内小 外		○						
	緑風荘病院	内小 外	○							
清瀬市	医療法人財団 織本病院	内外		○※						※17:00~翌9:00
	医療法人社団 山本病院	内		○※						
東久留米市	東久留米市休日応急診療所	内小	○							
	医療法人社団 山本・前田記念 病院	内小		○						
	医療法人社団 山好仁 病院	内小		○						
西東京市	西東京市休日診療所	内小 外	○※①	○※②			○			※①10:00~12:00 13:00~16:00 ※②17:00~21:00
東村山市 西東京市 清瀬市 東久留米市 (4市共同)	公益財団法人東京都保健医療公社 多摩北部医療センター	小				○※				※19:30~22:30
	特別医療法人社団 時正病院	小				○※ (月・水・ 金)				

【注】在宅当番制は平成23年時点の調査による

○印について、昼間は9:00-17:00、は準夜（夜間）17:00-22:00
を表している。それ以外の時間については、※備考を参考

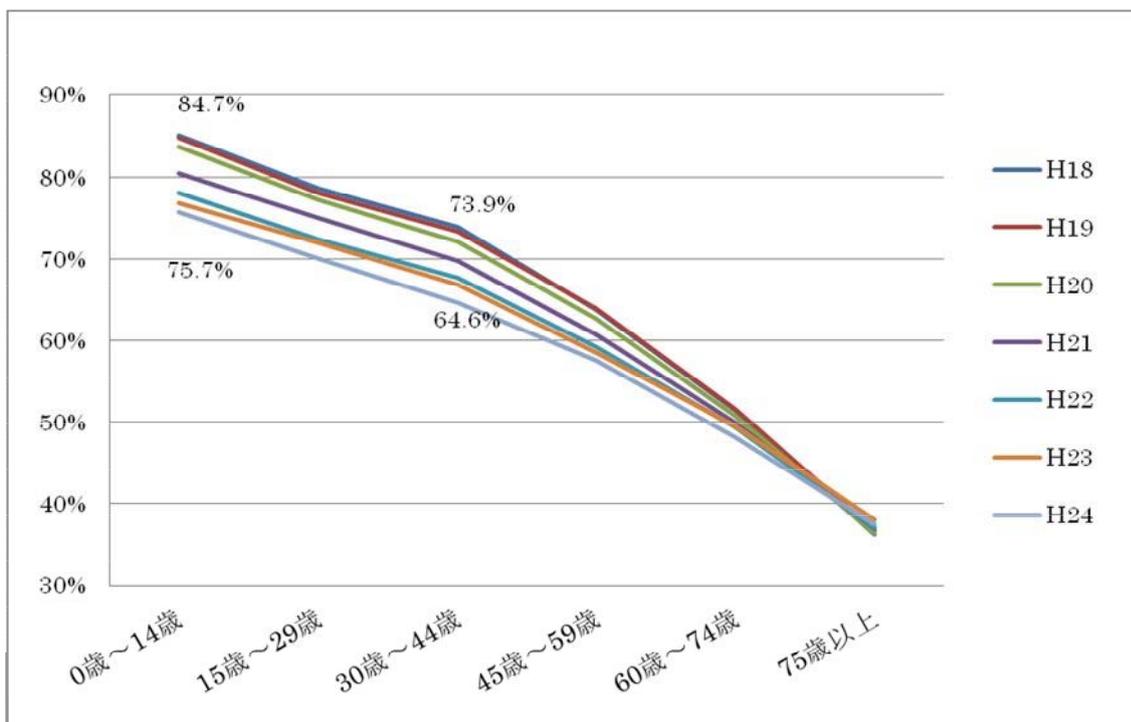
4 東京都内における小児救急医療体制

(平成25年4月現在)

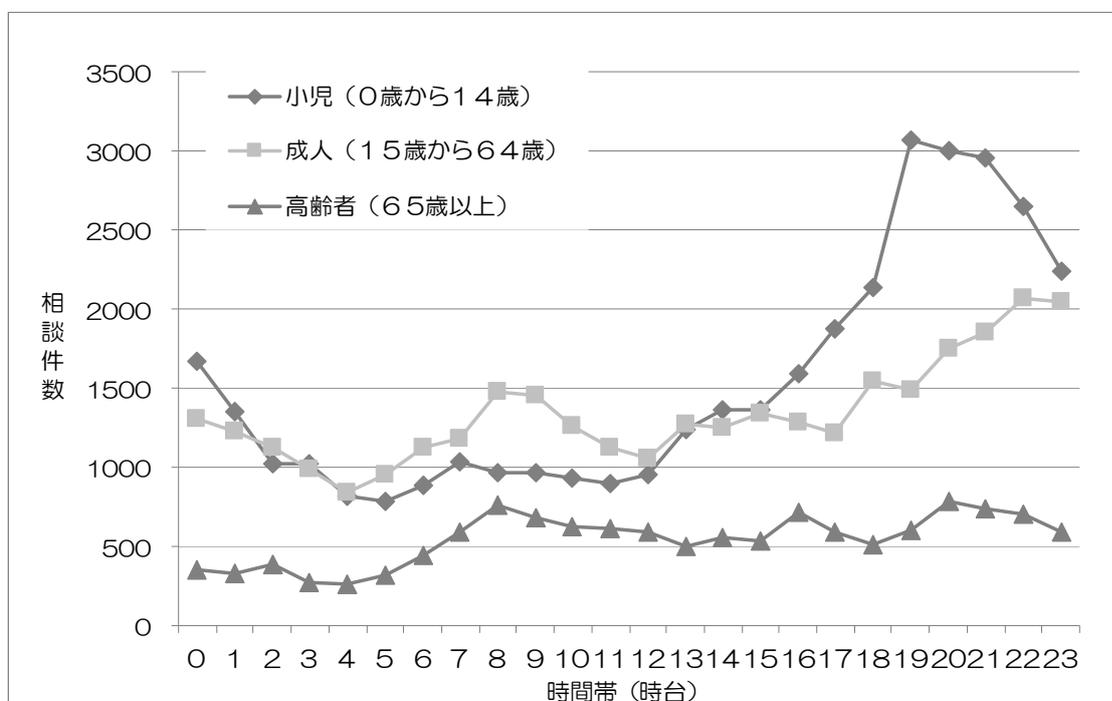


5 東京消防庁提供資料

(1) 救急搬送人員における年代別軽症割合の推移



(2) 東京消防庁救急相談センター（#7119）受付状況（年齢階層別・時間帯別相談件数）



※平成24年1月から平成24年12月までの数値

6 参考 子供の救急に関する意識調査（東京小児科医会を通じて調査を実施した小児科標榜医療機関）

○ 調査の概要

（調査期間、対象者）

- ・平成 25 年 1 月 8 日から約 1 カ月
- ・0 歳から 14 歳までの子供のいる都内在住の保護者を対象

（調査場所）

- ・東京小児科医会を通じて協力に応じた小児科標榜医療機関

（回答数）

有効回答数 642 人（回答総数 698 人）

○ 調査結果

- ① 休日・夜間に受診する医療機関の選択基準（n=642）
最も重視する基準として多い回答（複数回答）は、
「小児科の専門医がいること」（48.6%）、「自宅からの近さ」（39.0%）
- ② 休日・夜間に医療機関を利用する受診頻度、時間帯（n=531）
夜間や休日に医療機関を受診したことが「ある」と回答した人のうち、
 - ・受診頻度につき、最も多い回答は、年 1 回以上 2 回未満（52.9%）
 - ・よく受診する時間帯につき、最も多い回答は「平日の 17 時～24 時」（36.7%）
- ③ 休日・夜間に受診した後の満足度（n=392）
夜間や休日に医療機関を受診したことが「ある」と回答した人（531 人）のうち、夜間や休日に受診する医療機関を決めている人（392 人）の満足度は、「大変満足」「やや満足」を合わせて、48.0%
- ④ 昼間は受診しなかったが夜間に受診した経験の有無及び理由（n=531）
夜間や休日に医療機関を受診したことが「ある」と回答した人のうち、
昼間は受診しなかったが夜間に受診したことがある人は、67.0%
そのうち、最も多い受診理由は、「夜になってからの急な発熱・嘔吐・下痢」（60.1%）
- ⑤ #8000 の認知度、今後の利用意向（n=642）
 - ・知っている 48.5%
 - ・今後利用したい 57.9%
- ⑥ #7119 の認知度、今後の利用意向（n=642）
 - ・知っている 68.2%
 - ・今後利用したい 78.1%
- ⑦ 東京都子ども医療ガイドの認知度、今後の利用意向（n=642）
 - ・知っている 27.6%
 - ・今後利用したい 23.8%

- この他、平日準夜帯における小児初期救急医療体制の状況で、「区市町村が実施主体とならずに、民間の医療機関が受け入れ」ており、「(1)当該区市町村内の医療機関が受け入れている区市町村」の 1 つである新宿区が同様に調査をしたところ、夜間や休日に受診したことがあり、受診する医療機関を決めている者の受診後の満足度は、約 56%であった。

また、「(2)近接する区市町村の医療機関が受け入れている区市町村」の 1 つである国立市による調査結果では、満足度は約 75%であった。

協議会名簿

No.	区分	氏名	役職
1	都民代表	阿 真 京 子	一般社団法人知ろう小児医療守ろう子ども達の会 代表理事
2		館 林 牧 子	読売新聞編集局社会保障部 記者
3	学識経験者	有 賀 徹	昭和大学病院 院長
4		楠 田 聡	東京女子医科大学母子総合医療センター 教授
5	関係団体代表	猪 口 正 孝 正 木 忠 明	公益社団法人東京都医師会 理事（平成25年6月15日まで） 公益社団法人東京都医師会 理事（平成25年6月16日から）
6		松 平 隆 光	一般社団法人日本小児科医会 会長
7	医療機関代表	岩 中 督	東京大学医学部附属病院 副院長
8		麦 島 秀 雄 高 橋 昌 理	日本大学医学部附属板橋病院 副院長（平成25年3月31日まで） 日本大学医学部附属板橋病院 副院長（平成25年4月1日から）
9		阪 井 裕 一	国立成育医療研究センター総合診療部 部長
10		長 谷 川 行 洋	東京都立小児総合医療センター総合診療科 部長
11		菊 地 陽	帝京大学医学部附属病院小児科 診療科長
12		小 保 内 俊 雅	公益財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター 小児科部長
13		大 塚 正 弘	東京都立墨東病院 小児科部長
14		横 田 裕 行	日本医科大学附属病院 副院長
15		山 口 芳 裕	杏林大学医学部付属病院救急医学教室 教授
16		行政機関代表	福 内 恵 子
17	雨 宮 和 人		東京都市福祉保健主管部長会 代表 （国立市健康福祉部 部長）
18	有 賀 雄 一 郎		東京消防庁救急部 部長（平成25年7月15日まで） 東京消防庁 次長兼救急部長事務取扱（平成25年7月16日から）
19	齊 藤 和 弥		病院経営本部 経営戦略・再編整備担当部長
20	浜 佳 葉 子 小 林 幸 男		福祉保健局医療政策部 部長（平成25年7月15日まで） 福祉保健局医療政策部 部長（平成25年7月16日から）

部会名簿

No.	区分	氏名	役職
1	学識経験者	松平 隆光	一般社団法人日本小児科医会 会長
2	都民代表	阿真 京子	一般社団法人知ろう小児医療守ろう子ども達の会 代表理事
3	関係団体代表	猪口 正孝 正木 忠明	公益社団法人東京都医師会 理事（平成25年6月15日まで） 公益社団法人東京都医師会 理事（平成25年6月16日から）
4		沼口 俊介	東京小児科医会 副会長
5	区市町村代表	福内 恵子	特別区保健衛生主管部長会 代表 （新宿区保健所 所長）
6		雨宮 和人	東京都市福祉保健主管部長会 代表 （国立市健康福祉部 部長）
7	二次救急医療 機関代表	高橋 弘剛	東京都立大塚病院 小児科部長
8		日下 隼人	武蔵野赤十字病院 副院長（平成25年3月31日まで）
9	行政機関代表	浜佳葉子 小林 幸男	福祉保健局医療政策部 部長（平成25年7月15日まで） 福祉保健局医療政策部 部長（平成25年7月16日から）
10		早川 和男	多摩小平保健所 所長
11		畠山 晋 竹内 栄一	東京消防庁救急部救急医務課 課長（平成25年3月31日まで） 東京消防庁救急部救急医務課 課長（平成25年4月1日から）

検討経過

	開催状況	検討事項
1	<p>第1回東京都小児医療協議会 小児初期救急医療体制検討部会</p> <p>平成24年10月31日（水曜日） 18時30分から</p>	<p>(1) 小児初期救急医療実施体制にかかる都の基本的考え方について</p> <p>(2) その他</p>
2	<p>第2回東京都小児医療協議会 小児初期救急医療体制検討部会</p> <p>平成25年2月20日（水曜日） 19時00分から</p>	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 平日準夜の小児初期救急医療の確保状況について</p> <p>(2) 小児初期救急平日夜間診療事業について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 小児救急に係る普及啓発事業について</p> <p>(2) 小児救急に係る相談事業について</p>
3	<p>第3回東京都小児医療協議会 小児初期救急医療体制検討部会</p> <p>平成25年7月25日（木曜日） 18時30分から</p>	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 都における小児初期救急医療体制について（報告(案)）</p>